

## 「子どもの発達を守れない」 保育士の配置基準を緩和

6月議会  
健康福祉  
委員会

## 「地元住民が納得する対処を」 旧循環器センターの売却使用

「保育士不足」に対し、「当分の間」として国の省令改悪に伴い、県は省令のとおり、保育園や認定こども園の保育士等の配置基準について『「朝夕等の児童が少数となる時間帯」「1日8時間を超えて開所する保育所」などでは「一定の知識・経験を有する者」（無資格者）でもよい』とする条例改悪を上程しています。

わしの議員は、「緩和は許されない」として、最近の認可保育所における事故の状況やその背景を尋ねました。当局は、「ご指摘の通り、平成23年67件が27年には342件と増えている。その原因は保育所数が4倍、園児数が10倍に増えたため」と強弁、この間に改悪された基準緩和による環境の悪化から眼を逸らしました。

わしの議員は「児童福祉法は、保育士の配置員数は「従うべき基準」とした重要な最低の配置基準。保育所における「児童の身体的、精神的、社会的な発達」を具体的に保障する基準です。この基準を改悪することは、児童の発達を保障できなくすることです。従って今回の条例改正は、納得できません。」として条例の改正に反対しました。

また、福祉保育労組から提出された「福祉・保育の人材確保対策を求める請願」に賛成表明しました。



健康福祉委員会 (一番奥が わしの議員)



民間に売却・解体する旧循環器呼吸器病センターと看護専門学校

わしの議員は、「すでに売却された旧循環器呼吸器センターなどを視察し、地域住民の皆さんと懇談しました。7万2千m2もの広大な土地に1993年にリニューアルした8階建ての約300床もある病棟、そして診療棟、管理棟もあります。さらに看護学校、体育館、グラウンドも併設されていてとても立派なものです。「こんな素晴らしいところを壊してしまうのか!」と、大変大きな衝撃を受けました。地元の皆さんは「長年慣れ親しんできた病院」と口々に言われました。県は地元住民の思いに沿って、契約事項の履行・地域住民への説明会等の対処が求められています」と指摘しました。

県は、「がんに特化した診療所やサービス付き高齢者向け福祉施設は住民の理解が得られるものと思う。買受人は、県に提出した事業計画書で「責任をもって住民説明会を行い、地域の理解を得る」としている。病院事業庁の説明会への同席は必要な場合は例外的にありうるが、基本は買受人の責任で実施」と答えました。

わしの議員は、県は地域の思いをくみ取って対応するよう、重ねて要望しました。

## 「子どもの貧困解消へ、全県庁挙げて対策を」

わしの議員はまず、県が県内全域の小中学生家庭3万5千人を対象に、子どもの貧困問題を世代をまたぎ連鎖させないという決意をもって生活実態調査することについて評価し、県特有の課題を洗い出し、実効性のある子どもの貧困対策につなげてほしいと要望しました。

そのうえで、一人親世帯の貧困率が5割を超え、その原因が非正規労働であることを指摘。県当局が「児童扶養手当が、国から所得に応じて最大42,330円、県から4,350円支給されている」と答えたのに対し、「貧困の連鎖」を断ち切るために、ひとり親家庭に対する児童扶養手当を、第2子以降は一律1万円増額し、支給対象も20歳未満まで拡大し、大学進学等の支援も行うことを提案しました。

さらに、中部大学や日本福祉大の学生有志団体が学習

支援の取り組みを行っていること、子ども食堂についても地域やボランティア団体による取り組みを紹介し、県の認識を問いました。県は、「学習支援は40市町、子ども食堂は10市17か所と拡がり始めている。子どもの貧困対応として大変有効な取り組みであり、市町村と連携して支援していきたい」と答えました。

また、児童養護施設の子どもの大学進学をあきらめている新貧乏物語『たった一人で見える夢』（中日新聞）を紹介しながら、擁護施設で暮らせる期間を22歳までの延長を求めました。

わしの議員は最後に、「子どもの貧困対策は、健康福祉部だけの課題ではありません。教育委員会など他の部署にも関わっています。全庁的に取り組んでいただきたい」と要望しました。